

2011(平成23)年9月22日

東海テレビ放送

『ぴーかんテレビ』問題に関する提言

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	小町谷育子
委員長代行	吉岡 忍
委員	石井 彦壽
委員	香山 リカ
委員	是枝 裕和
委員	重松 清
委員	立花 隆
委員	服部 孝章
委員	水島 久光

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

はじめに

東海テレビは2011年8月4日午前、同局制作の情報番組『ピーかんテレビ』において、「怪しいお米」「汚染されたお米」「セシウムさん」などと記載したテロップを23秒間にわたって放送する、という不祥事を起こした。視聴者に岩手県産のブランド米をプレゼントする企画の一環として、仮に作り置いていた不謹慎なテロップが誤操作によって放送されてしまったものという。

同局は8月30日、検証番組『検証 ピーかんテレビ不適切放送～なぜ私たちは間違いを犯したのか～』を放送するとともに、同局が第三者を交えて設置した「『ピーかんテレビ』検証委員会」作成の「『ピーかんテレビ』検証報告書」を公表した。

この不祥事は東海テレビが起こしたものであるが、委員会は、その経緯と問題点を検討しながら、委員会がこれまで検証してきたいくつかの事案と共通する放送倫理上の問題がここに横たわっていることを考え合わせ、東海テレビに対してはもちろんのこと、他の放送局にも参考となる提言を行うべきであろう、と考えた。なお、これはBPO規約第23条に基づく、初めての提言である。

規約第23条 放送倫理検証委員会は、第4条第1項第2号に定める事業を行うほか、必要に応じて構成員に対し、第3条に定める目的達成のため、放送番組や放送倫理のあり方についての提言を行う。

不適切な放送に至った経緯

東海テレビが公表したところによれば、不適切なテロップは、概略、以下のような経緯で放送されるに至っている。

テロップ制作～放送直前

テロップ制作担当の外部スタッフは、視聴者プレゼント当選者発表用のテロップを作るよう依頼され、「岩手県産ひとめぼれ10kg当選者名」というタイトルの下に仮の氏名として「怪しいお米 セシウムさん」等と記載したテロップを作成した。本人は「思いつき」「半分ふざけ」等、とっさの悪ふざけだった旨を語っている。

新人のタイムキーパー（TK）とアシスタントプロデューサー（AP）がこの不適切な内容のテロップに気がつき、テロップ制作者に修正を求めた。APは放送直前にも同様の依頼をしたが、テロップ制作者は別の仕事に追われるなどしていたため、修正依頼を受けた「記憶がない」という。問題のテロップはテロップ送出機に放置されたままだった。

この一連の経過について、東海テレビ社員である番組責任者らは報告を受けていなかったため、問題の存在を知らなかった。

放送本番～異変

本件放送は生放送だが、後半30分は通販番組「別冊！ぴーかん」となっており、そのなかで約9分間のVTRが放送される構成だった。このVTR放送中、スタジオのフロアディレクターは副調整室にいたTKに対し、リハーサルのために、当選者発表用のテロップをスタジオに設置してある大型モニターに映し出すよう指示した。

TKはまだ仕事に習熟していなかったため、誤って放送中のテロップのチェンジボタンを押した。そのとたん、放送画面から通販番組のVTRや番組のロゴマークが消え、画面全体が問題のテロップに切り替わった。TKは、リハーサル中なので、「オンエアには乗らない」と思っていたという。

異変継続～パニック

このときスタジオと副調整室には多数のスタッフがいた。しかし、次の段取りの打ち合せ等もあって、ほとんどの制作スタッフは放送画面を見ていなかった。

副調整室にいたスタッフらが異変に気づいたのは、画面が不適切なテロップに切り替わってから約10秒後だった。しかし、一種のパニック状態になったため、スイッチャーが不適切なテロップの送出を止めるまでさらに約13秒を要した。

本件放送における放送倫理違反

本件放送は、悪ふざけで作成された仮のテロップが、放送機器の誤操作によって送出され、その後の不手際もかさなって23秒間も放送されたというものである。これは、制作意図に基づいて制作される通常の番組とは言えないものの、この放送が、放射性物質による農産物の汚染が深刻な社会問題になっているさなかに、特定の地域の特定の銘柄米について、不謹慎な揶揄を加えた内容であったことには重大な問題がある。これが、名指しされた米作農家に風評被害の危険をおよぼすだけでなく、東日本大震災の被災者の感情を逆撫でにし、また一般の視聴者・市民の不安を煽るものであったことは明白と言わなければならない。

民放連とNHKが定めた「放送倫理基本綱領」は、放送の使命を「放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする」としているが、本件放送は放送局が担うこの基本的使命に背くものである。

また基本綱領は「放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心がけるようつとめる」と定めているが、本件放送がこれに反していることも明らかである。

不適切な放送に至った背景と東海テレビの再発防止策

東海テレビの検証委員会は本件放送を行った制作現場がどのようなものであったかに

ついて、概略、以下のように記している。

本件放送の総スタッフ中、社員は十数人で、82パーセントが外部スタッフだった。全体に経験の浅い者の割合が高かった。

番組制作費は過去約3年間で9パーセント削減された。

制作スタッフの人数がぎりぎり、ひとりが担当する仕事の量も種類も多かった。朝7時の出勤から放送までの3時間は、その日に使うネタと番組進行の決定、ボード、フリップ、写真、テロップの準備等で多忙をきわめ、これがスタッフ間のコミュニケーション不足、チェック体制の低下につながった。

制作スタッフは「この人数でこれだけの量の生情報番組を作るのは無理」「いつもぎりぎりオンエアに間に合わせている」と感じていたと言い、制作現場は「スタッフ同士、顔も名前もわからない希薄な関係」だったと振り返っている。

視聴者から指摘された番組における間違い件数は、2009年から倍増し、2010年にはさらにその2倍になった。

こうした余裕のない制作環境は、「組織のスリム化・業務の効率化による企業体質の強化」という経営計画に沿って生じたものであった。

*

同局の検証委員会はこれら制作現場の問題点を「番組制作上の責任体制とチェック体制の不備」「コミュニケーション不足が招いたルールの不徹底」「放送倫理や社会常識の欠如」として総括し、以下のような自主・自律的な再発防止策を提起している。

番組制作過程の見直し・再確認等の【番組制作作業の総点検】

制作スタッフの当事者意識向上を目指す【情報共有のためのスタッフミーティング】

制作会社や外部スタッフの責任や役割を明確にする【契約の再点検】

第三者を委員長とし、再発防止策の工程や推移を監督する【「再生委員会」の設置】

放送活動への提言等を行う外部の有識者による【「オンブズ東海」(仮称)の設置】

番組の質、制作予算、人員配置、収支予算等、全面的な【経営計画の見直し】

委員会の判断と提言

委員会は、本件放送には放送倫理違反が認められるものの、その直接的な原因が、放送を予定していなかった不謹慎な内容のテロップが、機器の誤操作によって放送されてしまったという比較的単純なものだったこと、その詳しい経緯と原因については、東海テレビの検証委員会が自主的に明らかにし、同局は番組を打ち切るとともに、役員および本件放送の関係者らの処分を行っていること、さらに再発防止策の策定についても相当程度具体的に検討・実施されている事情等を勘案し、これ以上委員会が調査する必要性は少ないと判断した。

委員会はここで、東海テレビがみずから公表した再発防止のための諸策を着実に実行することと、放送活動等を通じて岩手県をはじめとする東北地方の農産物に対する風評被害の防止に努めることを強く要望しておきたい。

*

そのうえで委員会は、これまで検証してきた事案に照らし合わせ、本件放送が放送されるに至った経緯や背景には、他の放送局にとっても汲み取るべき点があるのではないかと考えた。

最近だけに限っても、たとえば委員会は、あるサービス・商品の利用客を装って、その販売会社の社員を登場させた番組について、「部内コミュニケーションが不足していたこと」「取材の効率化が求められていたこと」「スタッフのひとりが感じた疑問を他の制作者に伝える仕組みが機能していなかったこと」等を指摘した。

また委員会は、出演を依頼した一般人が提示した事実の確認が不十分だった番組に関して、「タイトなスケジュールで切羽詰まっていたこと」「制作会社と局の協働に求心力がなかったこと」「スタッフの仕事が細切れで、場当たりのになりがちだったこと」等を指摘している。

本件放送やこうした事案からは、時間的にも予算的にも心理的にも余裕のない制作現場の様子が浮かび上がってくる。そこでは局と制作会社とフリーのスタッフが、互いの関心も力量もわからないまま、むやみと忙しく働いているが、意思の疎通は不足し、チームとしての一体感も生まれにくい。これでは次代の放送界を担う若い制作者たちに、放送に必要な基本的技能や心構えは伝わらないし、本件放送に見られたように、わずかなミスや行為が重大な結果を引き起こすことになってしまう。

*

東海テレビの報告書に、余裕のない制作環境になってしまった背景のひとつとして「組織のスリム化・業務の効率化による企業体質の強化」という経営計画に言及した箇所がある。こうした方針が制作現場にどのように跳ね返っているか、番組の質にどう影響しているかは、慎重に吟味されなければならない。

放送の仕事はソフト面からハード面まで多岐にわたり、技術の進展に合わせてますます複雑化し、それに応じて制作スタッフの仕事も細分化し、現場の意思疎通や人間関係にも壁ができることがある。放置しておけば、物理的にも精神的にもバラバラになりがちな大勢のスタッフをひとつのチームとしてつなぐのは、放送という仕事に対する使命感であり、それを支える制作体制である。

*

委員会は以上のように考え、何よりもまず東海テレビに、そして、本件放送を他山の石と考えるBPO加盟の各放送局の関係者に、BPO規約第23条によって、次のとお

り提言する。

- 1 . 全社的なレベルで、あるいは部署や制作現場ごとに、放送の使命について話し合う機会を設けること。
- 2 . 番組が、その制作に必要な人員と時間が確保される環境で制作されているか、とくに生放送番組において種々の不測の事態にも対応できるゆとりが確保されているかどうかを再点検すること。
- 3 . スタッフの間で忌憚のない意見交換や問題提起が行われるような職場環境を整えること。
- 4 . 制作現場スタッフの研修が、放送局所属か制作会社所属やフリーかを問わず、十分に行き渡り、各人が納得できる方法で実施されているかどうかを再検討し、改善を要するところは早急に改善し、実りある研修を継続すること。

おわりに

東海テレビが行った本件放送が、他の放送局や放送関係者に広げた波紋は小さくない。この間、委員会にも、あちこちの放送局が制作現場の点検を始めた、という話が届いていた。これは注目すべき動きだった。

そのなかに、「あの東海テレビが」という声もあった。近年の同局は司法分野をテーマにしたドキュメンタリー番組を意欲的に放送し、民放連賞などの番組コンクールで高い評価を得てきた。放送の使命を十分に認識しているはずの局が、しかし、今回のような不祥事を起こした、という驚きが「あの……」には込められている。

委員会のこの提言はすべての放送局と放送人に向けたものであるが、誰よりもやはり東海テレビの関係者に向けてである。再生への道のりは長いが、少なくとも手がかりになる経験と実績は手近にある、そのことに確信を持ってほしい、と私たちは願っている。